

様式第 1 号（第 3 条関係）

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	保護施設の名称等の変更の申請に対する認可		
根 拠 法 令 名	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）	（条項） 第 41 条第 5 項	
基 準 法 令 名	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）	（条項） 第 41 条第 5 項において準用する同条第 3 項	
	大津市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 54 号）	（条項）	
所 管 部 署	福祉子ども部 生活福祉課 庶務係		
標 準 処 理 期 間	— 日	法 定 処 理 期 間	— 日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書の名称 【 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の施行について（昭和 41 年社施第 335 号 厚生省社会局長通知） 】 ・ 掲載図書等 【 生活保護関係法令通知集（中央法規出版） 】 ・ 内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>[保護施設の名称等の変更の申請に対する認可に係る審査基準]</p> <p>保護施設の名称等の変更の申請に対する認可に係る審査基準は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき定める大津市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 54 号。以下「基準条例」という。）及び生活保護法第 41 条第 5 項において準用する同条第 3 項各号に定めるとおりとし、上記に掲げる文書は基準条例の運用について準用する。</p> <p>なお、当該文書が掲載された上記の掲載図書及び基準条例は、担当課において備え置く。</p>			

参 考

[根拠法令・基準法令]

生活保護法

(社会福祉法人及び日本赤十字社の保護施設の設置)

第41条 1～2 略

3 都道府県知事は、前項の認可の申請があつた場合に、その施設が第39条第1項の基準のほか、次の各号の基準に適合するものであるときは、これを認可しなければならない。

- (1) 設置しようとする者の経済的基礎が確実であること。
- (2) その保護施設の主として利用される地域における要保護者の分布状況からみて、当該保護施設の設置が必要であること。
- (3) 保護の実務に当たる幹部職員が厚生労働大臣の定める資格を有するものであること。

4 略

5 第2項の認可を受けた社会福祉法人又は日本赤十字社は、同項第1号又は第3号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の認可を受けなければならない。この認可の申請があつた場合には、第3項の規定を準用する。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。